

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 6 - 関東 1 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 9 月11日

【会社名】 セイコーエプソン株式会社

【英訳名】 SEIKO EPSON CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉田 潤吉

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿四丁目 1 番 6 号
（同所は登記上の本店所在地であり、主な業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 長野県諏訪市大和三丁目 3 番 5 号

【電話番号】 0266（52）3131（代表）

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 菊原 康志

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 20,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2024年11月11日
効力発生日	2024年11月19日
有効期限	2026年11月18日
発行登録番号	6 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 100,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
6 - 関東 1 - 1	2024年12月 6 日	40,000百万円	-	-
実績合計額（円）		40,000百万円 （40,000百万円）	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 60,000百万円
（60,000百万円）

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	セイコーエプソン株式会社第25回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金20,000百万円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	金20,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年2.665％
利払日	毎年3月17日及び9月17日
利息支払の方法	1．利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2027年3月17日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各17日にその日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半年かに満たない期間につき利息を支払うときは、その半年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	2031年9月17日
償還の方法	1．償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2．償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2031年9月17日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年9月11日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2026年9月17日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	当社は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。したがって、本社債は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）以外の債権に対しては劣後することがある。
財務上の特約（その他の条項）	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

（注）１．信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）からA（シングルA）の信用格付を2026年9月11日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックしたリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号 03-6273-7471

２．社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

３．社債の管理

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

４．財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

５．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失う。

- （１）当社が別記「利息支払の方法」欄第１項または別記「償還の方法」欄第２項の規定に違背したとき。
- （２）当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。
- （３）当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- （４）当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が５億円を超えない場合は、この限りではない。
- （５）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- （６）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

６．社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各１種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）によりこれを行う。

7．社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8．社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）４を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9．社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の３週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）６に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の１以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10．費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本（注）６に定める公告に関する費用
- (2) 本（注）９に定める社債権者集会に関する費用

11．元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

（１）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	14,000	1．引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受けを行う。 2．本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号	4,600	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	1,400	
計	-	20,000	-

（２）【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
20,000	98	19,902

（２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額19,902百万円は、全額を2026年9月末までに「グリーンファイナンス・フレームワーク」（下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載します。）における適格クライテリアを満たす下記～のプロジェクト（インクジェット関連製品に関する設備投資費用や、研究開発費用、再生可能エネルギー導入費用）に係る既存支出のリファイナンスに充当する予定であります。

広丘事業所（9号館）の建設に係る費用

広丘事業所（イノベーションセンターB棟）の建設に係る費用

東北エプソン6号棟の建設に係る費用

秋田エプソン10号棟の建設に係る費用

再生可能エネルギーの購入費用

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

グリーンボンドとしての適格性について

当社は、グリーンボンドの発行を含むグリーンファイナンスの実行のために、以下の通り、グリーンファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）を策定しました。本フレームワークは、関連する以下の原則等に基づき策定しております。なお、これらの原則との適合性に対するセカンド・パーティ・オピニオンを独立した外部機関である株式会社格付投資情報センター（R&I）より取得しております。

- ・グリーンボンド原則2025（ICMA: International Capital Market Association）
- ・グリーンローン原則2025（LMA: Loan Market Association等）
- ・グリーンボンドガイドライン2026年版（環境省）
- ・グリーンローンガイドライン2026年版（環境省）

グリーンファイナンス・フレームワークについて

1．調達資金の使途

本フレームワークに基づくグリーンファイナンスにより調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たすプロジェクト（以下「適格プロジェクト」という。）に係る新規支出及び／又は既存支出のリファイナンスに資金調達から24カ月以内に充当する予定です。なお、資金使途が既存支出のリファイナンスである場合は、グリーンファイナンスによる資金調達から遡って36カ月以内に実施した適格プロジェクトに係る支出（工場建設等の場合、同期間内に竣工又は稼働開始した適格プロジェクトに係る支出）、または、対象資産の経過年数やリファイナンス額等を勘案し、長期にわたる環境改善効果の持続性が確認された適格プロジェクトに係る支出を対象とします。

適格クライテリア／適格プロジェクト一覧

事業区分	適格クライテリア	適格プロジェクト
環境適応製品、環境に配慮した生産技術及びプロセス及び／又は認証を受けた高環境効率製品	インクジェット関連製品	下記製品に関する設備投資費用、研究開発費用等 ・インクジェットプリントヘッド、インクジェットプリンター、インクジェット複合機 ・インクジェットデジタル捺染機

再生可能エネルギー	再生可能エネルギー	再生可能エネルギー導入費用（使用電力の100%再生可能エネルギー化維持の取り組み） ・太陽光発電（自社発電所建設費用） ・再生可能エネルギー購入費用（PPA含む）
-----------	-----------	---

２．プロジェクトの評価及び選定プロセス

調達資金の使途となるプロジェクトは、適格クライテリアに沿って、財務経理部が選定し、社内関係部門と協議を行い、経営戦略会議にて審議されます。最終決定は最高財務責任者が行います。

なお、適格プロジェクトは、ネガティブな環境面・社会面の影響に配慮しています。当社は、環境汚染防止に関するグループ統一基準を定め、環境リスクマネジメントの考え方や法令遵守を徹底しています。各推進組織ではISO14001を活用し、基準値の逸脱、環境に関する苦情や事故につながるリスクを洗い出し、評価しています。その結果に基づき対策を講じ、継続的なリスク低減に努めています。

また、調達資金は以下に関連するプロジェクトには充当しません。

- ・所在国の法令等を遵守していない不公正な取引、贈収賄、汚職、恐喝、横領等
- ・人権、環境等の社会問題の原因となり得る取引

３．調達資金の管理

本フレームワークに基づく調達資金と対象プロジェクトの紐付け、調達資金の充当状況の管理は、当社財務経理部が四半期毎に社内システムを用いて追跡・管理します。なお、調達資金が充当されるまでの間は、現金又は現金同等物にて管理します。

４．レポートニング

当社は、資金充当状況レポートニング及びインパクトレポートニングを、守秘義務の範囲内、かつ、実務上可能な範囲で当社ウェブサイトにて年次で開示します（ローンの場合は、開示の相手先を貸し手に限定することもあります）。初回の開示は、グリーンファイナンスによる資金の調達から１年以内に行う予定です。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当後に計画に大きな影響を及ぼす状況の変化が生じた場合は、適時に開示する予定です。

（１）資金充当状況レポートニング

グリーンファイナンスによる資金調達から調達資金の全額が対象プロジェクトに充当されるまでの期間、調達資金の充当状況に関する以下の項目について開示する予定です。

- ・適格クライテリア毎の充当金額
- ・未充当金額及び運用方法
- ・調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の該当額（又は割合）

（２）インパクトレポートニング

グリーンファイナンスによる資金調達から調達資金の全額が対象プロジェクトに充当されるまでの期間、以下の項目について実務上可能な範囲において開示する予定です。

事業区分	適格クライテリア	レポートニング項目
環境適応製品、環境に配慮した生産技術及びプロセス及び／又は認証を受けた高環境効率製品	インクジェット関連製品	製造された完成品（部品の場合は取り付けられた完成品）の環境性能（代表製品ベース） ・削減貢献量（t-CO2e） ・アナログ捺染プリント比の水使用量削減率（％）
再生可能エネルギー	再生可能エネルギー	・再生可能エネルギー比率（％）

第３【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第84期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）2026年6月24日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年9月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年6月25日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年9月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年6月26日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2026年9月11日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

なお、これらの将来に関する事項は、不確実性を内包し、当該有価証券報告書における「事業等のリスク」に記載の各項目の他、様々な事象により影響を受ける可能性があるため、実際の業績結果等とは大きく異なる可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

セイコーエプソン株式会社本店
（東京都新宿区新宿四丁目1番6号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。